

愛媛県議会議員の議員報酬の特例に関する条例

愛媛県議会議員の議員報酬月額、県議会議員の議員報酬及び期末手当並びに費用弁償支給条例（昭和23年愛媛県条例第30号）第2条第1項の規定にかかわらず、同項に定める額からその100分の5に相当する額を減じて得た額とする。ただし、期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬月額は、同項に定める額とする。

附 則

- 1 この条例は、平成27年7月1日から施行する。
- 2 この条例は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。